

NO SAI Sとっとり

2017
2月
号外

政府の農林水産業・地域の活性創造本部において青色申告を行っている農業者を対象にした

収入保険制度の導入が決定されました



政府は平成29年通常国会に法案を提出し、平成30年秋からの加入申請が予定されています。平成31年産の収入保険制度に加入するには、平成30年の2～3月に平成29年分の農業所得について青色申告を行う必要があります。

このため、収入保険制度への加入を希望される方は、平成29年3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出しておく必要があります。

具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

○青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告(簡易な方式を含む)の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます**。なお、**その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく**等の措置が検討されています。

○当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均(5中5)を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

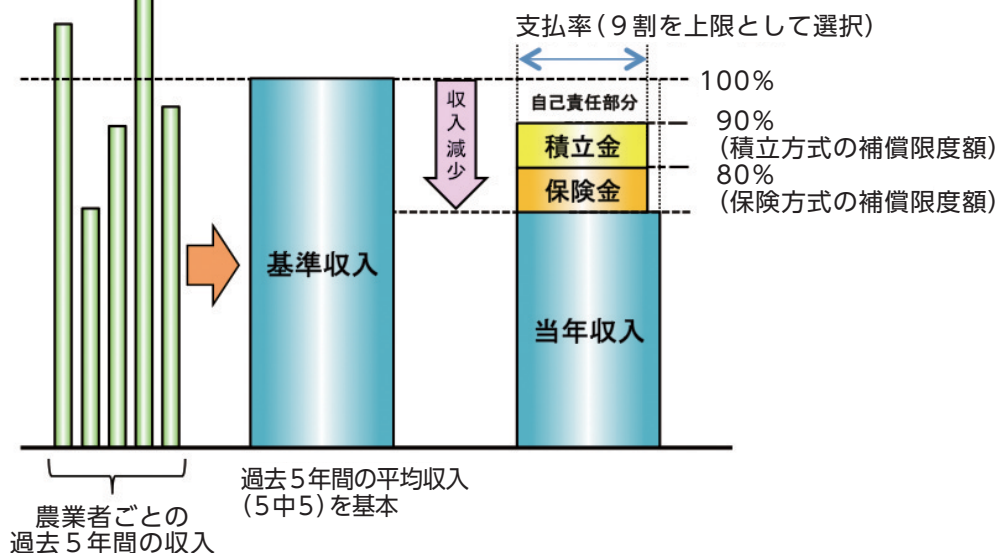
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかを選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算(補償限度8割)では1%(50%の国庫補助後)です。

※積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

〈補填のイメージ〉



(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式＋1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合

農業者に用意いただくお金

保険料は、 7.2万円
 積立金は、 22.5万円
 合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の 合計	補填金		補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

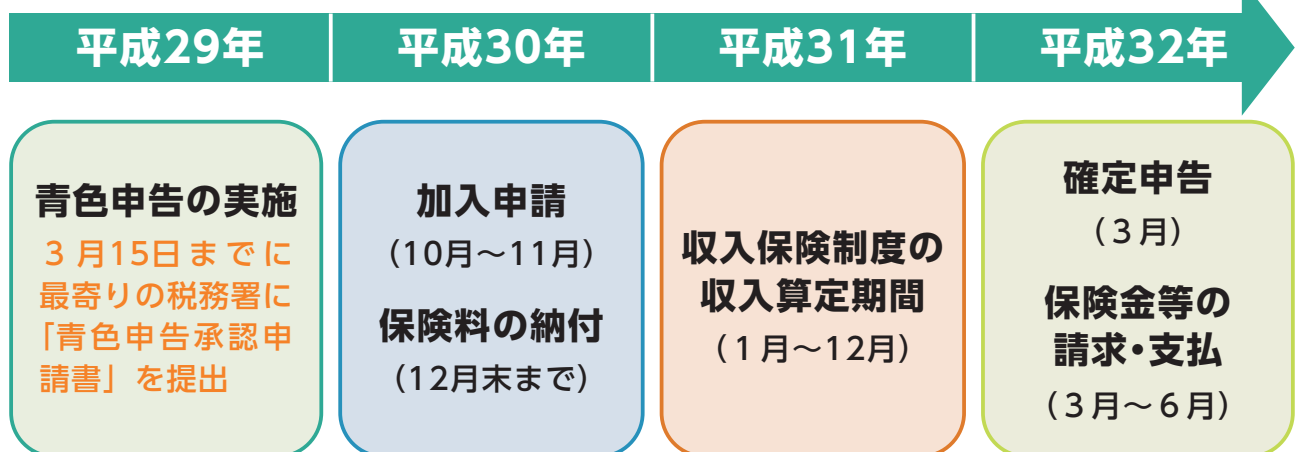
(参考)

保険料・積立金の計算方法

- 保険料
 $\text{= 基準収入} \times \text{補償限度 (0.8を上限に選択)} \times \text{支払率 (0.9を上限に選択)} \times \text{保険料率 (1\%)}$
- 積立金
 $\text{= 基準収入} \times \text{積立幅 (1割)} \times \text{支払率 (0.9を上限に選択)} \times 1/4$

加入・支払等のスケジュール (平成30年秋 加入申請開始を想定)

(個人の場合のイメージ)



- 平成29年分の青色申告を行うには平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

青色申告を始めましょう！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。
青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。

青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

※青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。
正規の簿記は、複式簿記です。簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。
青色申告に関するお問い合わせは、最寄りの税務署にお願いします。



各支所の
連絡先

東 部 支 所	／	☎ 0120-031-870	☎ 0857-37-3301
中 部 支 所	／	☎ 0120-031-180	☎ 0858-37-5252
西 部 支 所	／	☎ 0120-031-492	☎ 0859-22-1001

NOSAI とっとり 編集・発行 鳥取県農業共済組合

〒680-0841 鳥取県鳥取市吉方温泉3丁目811 HP / <http://www.nosai-tottori.jp>

☎ 0120-031-559 TEL / 0857-22-8591 FAX / 0857-27-3414 Email / nosai31@tottori-nosai.jp